令 和 ６ 年 ６ 月 １ ４ 日
品川区役所第二庁舎５階
２　５　１　会　議　室

第２回品川区教育振興基本計画策定委員会　次第

１　開　　会

２　委員長挨拶

３　議　　事

（１）第１回策定委員会会議録について

（２）品川区教育振興基本計画骨子案について

（３）子どもたちへの意見聴取について

４　連 絡 事 項

第３回策定委員会開催予定：令和６年８月１日（木）１５時００分～
品川区役所第二庁舎８階　教育委員室

５　閉　　会

資料一覧

【配布資料】

参考資料１：第１回品川区教育振興基本計画策定委員会会議録

参考資料２：第１回品川区教育振興基本計画策定委員会会議録（議事要旨）

資料１：品川区教育振興基本計画　骨子案

資料２：品川区教育振興基本計画策定に係る子どもたちへの意見聴取について

資料３：子どもたちへの意見聴取に係るグループワークのテーマ・問いについて

第１回　品川区教育振興基本計画策定委員会
会議録（議事要旨）

日　時：令和６年４月２６日（金）9:30～11:15

場　所：品川区役所本庁舎議会棟６階第１委員会室

出席者：

委員	（出席委員） 樋口委員長、鞍馬副委員長、市川委員、松本委員、吉田委員、加藤委員、 伊藤委員、外山委員、江藤委員、宮崎委員、石黒委員、野口委員、 丸山委員、薄木委員 （欠席委員） 金子委員
事務局	伊﨑教育長、米田教育次長、中島保育施設運営課長（子ども未来部長代理）、 舩木庶務課長、荒木学校施設担当課長、柏木学務課長、中谷指導課長、 丸谷教育総合支援センター長、唐澤特別支援教育担当課長、 河内品川図書館長、齊藤統括指導主事、升屋統括指導主事、
その他	庶務課庶務係　担当者３名、策定支援受託事業者　担当者２名

１．開会

２．教育長挨拶

３．委員紹介

４．委員長・副委員長の選出

５．議事

（１）審議の進め方・スケジュールについて

－事務局からの説明

⇒　委員了承

（２）国・都・区における現況について

①教育振興基本計画について

②国・都の動向

③品川区における現況

－事務局からの説明

⇒　委員了承

【主な意見】

（委員）

品川教育ルネサンスと教育振興基本計画の関係性について、現行の教育改革である品川教育ルネサンスは教育振興基本計画の中に含まれていくという理解でよいか。

（事務局）

これまでの改革で培ったものを計画の土台として生かすこととし、品川教育ルネサンスで作り上げた三つの柱という大きな仕組みの上に、未来に向けてどういった教育を進めていくかを教育振興基本計画で示していく。

（委員）

品川区教育大綱との関係について、教育大綱における方針に「学校教育の充実」があり、これを受けて教育振興基本計画を策定するものなのか。

（事務局）

教育大綱の基本理念を共有するものであるが、方針の一つひとつにとらわれるのではなく、これを踏まえながら、国や都の新しい考え方を参酌し教育振興基本計画を策定する。

（委員）

学校教育・幼児教育・家庭教育・文化財・図書館に関することを対象として教育振興基本計画を策定するとのことであるが、青少年育成、文化芸術振興、社会教育を含むものではないのか、改めて確認したい。

（事務局）

今回の教育振興基本計画は、現在の品川区教育委員会に属する権限の中で具体的な方策を定めるものとする。ただし、教育委員会と区長部局は相互に連携を図っているので、教育振興基本計画の対象外の内容であっても、教育大綱に波及させるような提案等があれば委員会の中でご審議いただきたい。

（３）品川区教育振興基本計画における施策体系案について

－事務局からの説明

⇒　委員了承

【主な意見】

（委員）

私自身は地域事業を中心に活動し、特に学校でできない部分を担い、子どもの育成を図っている。区内１３地区で約１５０事業を実施し、延べ約３万人の子どもたちが何らかの形で地域事業に参加している。学校でできないことを補い、地域で子どもたちを育てるというのが私どもの事業の在り方をよく踏まえながら、地域視点で教育振

興基本計画について考えていきたい。

（委員）

青少年委員として活動している。子どもたちはジュニアリーダー教室という事業をとおして、小学生から大学生が縦割りで班を作り、意見を出し合いながら計画を立てて１年ごとに活動している。参加する子どもたちは、はじめは緊張しているものの、１年経過するととても成長し穏やかに過ごしている。地域活動と学校教育の両面から子どもたちを育てられるよう考えていきたい。

（委員）

私は小学校でＰＴＡ活動に携わっている。子どもが通う学校は、改築を経て学校規模が大きくなり、児童数が急増する中で、以前に比べ、保護者に対して区の考え方が伝わりづらくなったと感じている。こうした会議体を通じて教育について検討することは素晴らしいことなので、その結果を保護者の方々へどのように伝えていくかも一つの課題であると思う。

（委員）

今回の会議における説明は丁寧であったが、それでも分りづらい点があった。計画の位置づけ等、上手く図解にできれば思う。

私は中学校でＰＴＡ活動に携わっている。かつてはＰＴＡの中に当たり前のように地域が含まれていたが、昨今は地域との関係性が希薄になったと感じる。ＰＴＡだけでなく地域も含んだコミュニティとして、学校との関わり方が変わらなければならない。そういった中でまずは大人が地域で繋がりを持ちながら、子どもの問題を顕在化させることがでると良い。

（委員）

私は幼稚園でＰＴＡ活動に携わっている。コロナ禍を経て、子どもと向き合う時間の大切さを改めて感じた。小学校に入るまではとても親子の共有する時間が自然にあり、親子ともに成長する時間となった。提案のあった施策体系案は良いと思うので、これに即した教育を、実効性をもって進めることができるよう考えていきたい。

（委員）

私は学校地域コーディネーターとして、モデル実施を開始した約１０年前からコミュニティ・スクールを推進する立場で学校教育に関わってきた。現在、各学校に１名のコーディネーターがおり、学校と地域を繋ぐために毎日奮闘する中で、何を目的としているのか、どのような子どもたちを育てていくべきなのか、皆が葛藤や迷いを抱えている。教育振興基本計画において目指すべきビジョンが明確に掲げられるということは、コーディネーターとしてありがたい。子どもが家庭、地域、そして学校の中で育つ過程において、子どもの将来を見据え、学校の場で今何ができるのかをコーディネーターの立場から日々考え、教育振興基本計画に落とし込みたい。

（委員）

私は、今のライフワークとして、子どもだけじゃなくて大人も含んだウェルビーイングを研究していることもあり、今回施策体系案で示された内容の重要性も理解していることから、その実現に向けて子どもたちのために考えていきたい。

（委員）

区の特色ある教育施策が一通り定着してきた中で、これまでに区が取り組んできた施策が、新たな計画にどのように繋がり、どのように教員へ伝わっていくのか、とても関心がある。教員は、区の教育方針を実現しようと日々努力しているので、今取り組んでいることと、これから目指すビジョンがどのように結びついていくのか、しっかり学び、意見を出したい。本策定委員会の議論が様々な方々のウェルビーイングに結び付くよう考えていきたい。

（委員）

私は校長として２年程「ウェルビーイングを目指した学校づくり」を経営方針に掲げて取り組んでいるが、中々思ったようには進まず、難しい課題もある。教育振興基本計画についても同様に、新たに打ち出したビジョンに対し、受け手がどのように考え、動くのかという点を考えないとビジョンだけが先行してしまう。そういった点も意見を出し合いながら検討できると良い。

（委員）

校長として子どもたちを見ていて、学校の中で幸せを感じることももちろん大切だが、卒業後の子どもたちがウェルビーイングを実現していくための力を養わなければという思いはとても強い。

今回このビジョンを考えるにあたり、計画期間は５年間であるため、子どもたちの５年後の姿をしっかりと考える必要がある。教職員や保護者の方々に対し、このビジョンが実効性のあるものとして示すことができるととても良い。

（委員）

今後に向けて、幼稚園長の立場からは、幼児期の教育がその後の教育にしっかりと息づいていけるような計画にできると嬉しい。子どもたち１人ひとりの豊かな資質、能力の育成にあたり、自分の園の計画に落とし込みながら活用することができる実効性のある計画を策定したい。

（委員）

保育園長としての立場として、これまで様々な保育園で勤務してきたが、園によって小学校との連携に温度差があった。保育園、幼稚園、小学校の接続を見据えた計画となり、またどの学校も実現可能な基本方針となるよう意見を出していきたい。

（委員）

施策体系における基本的な方針のうち「学びを支える教育体制の確保」という方針の考え方の大切さを改めて感じた。品川区は、地域の方々との関わりを１番に推進してきた先進的な自治体であり、地域との関わりの中で学校を盛り上げてきた歴史がある。学校に関わる全ての人々がどうしたらより充実するのか、そういう視点をもって人を支えていく教育行政のあり方や仕組みを作ることにより学校がさらに充実し、その他の方針である「１人ひとりの資質・能力を育成する教育」とか、「誰１人取り残さないきめ細やかな教育」に繋がっていくのではないか。

（委員）

今回の議事を通じて施策体系として大きな方向性をまとめることができた。今後は具体的な目標への落とし込みが主な検討事項となる。政策に直結する部分であり、こ

こで議論して決めた内容が、すぐ次の具体的な政策に繋がっていくという意味では、教育大綱との棲み分けも出てくるではないか。

また、私自身、この３月まで学事制度審議会に携わり非常に驚いたのが、品川区では子どもたちも含めた人口が増えているということである。他の自治体は少子高齢化で子どもが減り、学校をどのように維持していくかという課題に直面する中で、品川区はベクトルが異なる。人口増に伴う困難さもあるが、新しいことができるということを感じつつ、今後の策定委員会に臨むことができればと感じている。

６．連絡事項

７．閉会

以上

令和６年６月14日（金）
第２回品川区教育振興基本計画策定委員会
資　　料　　１

品川区教育振興基本計画

（骨子案）

2025（令和７）年３月

品川区教育委員会

音声コード

本計画書には、音声コード「Uni-Voice」が印刷されています。
専用アプリ等で読み取ると、音声で内容が確認できます。

音声コード

（表紙裏　白紙）

★作成 Memo

西暦・元号表記について

- 年（度）は、西暦（元号）で表記（品川区教育大綱に準拠）。ただし、レイアウトによっては西暦のみとする。※PDCA シートや区の他の計画は元号のみが多い。記載内容が固まる第 3 回策定委員会（８月）の資料段階で精査。

フォント、体裁について

- 文字フォント（原則）は、表題：メイリオまたは BIZ UD ゴシック、本文：UD デジタル教科書体 N-R　11pt、注釈・図表：HGS ｺﾞｼｯｸ M　9pt。
- 数値は、文章：１桁は全角、２桁は半角、表及びグラフ：全て半角。
- 会議資料（word）の体裁（フォント、ページレイアウト、イラスト等）は仮のものであり、計画内容の決定後に編集デザイン（カラー）を行う。

用語、表記について

- 用語説明の掲載方法は、初出ページに掲載（品川区教育大綱に準拠）
- 表記統一（漢字、平仮名、使い分けルール）は今後確認。第 3 回策定委員会（８月）、第 5 回策定委員会（１月）の資料段階で行う。

音声コード

音声コード

目次

第１章　総論 1
１　計画策定の趣旨 2
２　計画の目的 2
３　計画の位置づけ 4
４　区の教育大綱、教育目標・基本方針の概要 5
５　計画の期間 8
６　計画策定の体制 9
第２章　教育を取り巻く動向の変化 11
１　国の動向 12
２　東京都の動向 14
３　品川区の状況 15
第３章　品川区が目指すこれからの教育の姿 19
１　目指すべきビジョン 20
２　施策体系 21
３　ビジョンを実現するための基本的な方針 23
４　施策推進における 12 の方向性 24
５　本計画とＳＤＧｓ 28
６　滑な施策推進のための基盤整備 30
第４章　計画の推進 31
１　進行管理 32
２　主な取り組み 33
資料 35

音声コード

音声コード

（中扉を奇数ページにするため、白紙ページを適宜挿入している）

音声コード

音声コード

第１章　総論

音声コード

音声コード

1　計画策定の趣旨

今日の社会は、少子化、グローバル化、地球規模の環境問題、国際情勢の不安定化をはじめとする課題が山積し、かつ、将来の予測が困難な時代を迎えています。政府は、こうした時代認識のもと、2040年以降の社会を見据え、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という基本方針に掲げた「第４期教育振興計画」を2023（令和５）年度に策定しました。

東京都教育委員会は、国の計画を受けて、「東京都教育ビジョン（第５次）」を同年度に策定し、未来を切り拓く「人」の育成、共生社会の実現、誰一人取り残さない社会の実現に資する教育政策を打ち出しました。

品川区教育委員会（以下「区教育委員会」という。）はこれまで、「品川区教育大綱」の基本理念である「共に はぐくみ つなぐ 教育都市しながわ」の実現に向けて、独自の学校教育改革に取り組んできました。この学校教育改革に終わりはなく、社会の動きに常に目を向けながら、子どもたちが未来を切り拓く力を身につけることのできる教育環境を継続的に改善していく必要があります。

国と東京都が新たに示した教育政策の方向性を参酌しつつ、品川区（以下「区」という。）を取り巻く社会情勢の変化、学校教育をめぐる現状と課題、これまでの成果を踏まえた上で独自の学校教育改革をさらに進めるため、「品川区教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定するものです。

2　計画の目的

本計画は、区教育委員会が所管する就学前教育、学校教育、家庭教育支援、文化財、図書館に関する施策を推進するための目指すべきビジョンと、その実現に向けた方針及び計画期間における施策を明らかにするものです。

所管	内容	就学前	小学生	中学生
就学前教育	区立幼稚園における教育			
学校教育	区立学校における教育			
家庭教育支援	家庭の子ども教育への支援			
文化財	区内の文化財の保護・活用に関する事業			
図書館	区立図書館の運営に関する事業			

音声コード

音声コード

ウェルビーイングとは　（国の「第４期教育振興基本計画」より抜粋）

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。
- 個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要である。

ウェルビーイングが実現される社会は、子供から大人まで一人一人が担い手となって創っていくものである。社会全体のウェルビーイングの実現に向けては、個人のウェルビーイングが様々な場において高まり、個人の集合としての場や組織のウェルビーイングが高い状態が実現され、そうした場や組織が社会全体に増えていくことが必要となる。子供たち一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、その広がりが一人一人の子供や地域を支え、更には世代を超えて循環していくという在り方が求められる。

国の「第４期教育振興基本計画」は文部科学省ホームページで公表しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm

二次元コード

▼教育とウェルビーイング（文部科学省「第４期教育振興基本計画（リーフレット）」）

音声コード

音声コード

3　計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第２項の規定に基づいて策定しており、区における教育振興のための施策に関する基本的な計画です。

教育基本法（抜粋）
（教育振興基本計画）
第十七条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

本計画の策定・推進にあたっては、国及び東京都の「教育振興基本計画」を参酌するとともに、区で定める「品川区基本構想」、「品川区長期基本計画」、「品川区教育大綱」及び関連分野の個別計画等との調和と連携を図るものです。

▼教育振興基本計画　位置づけ

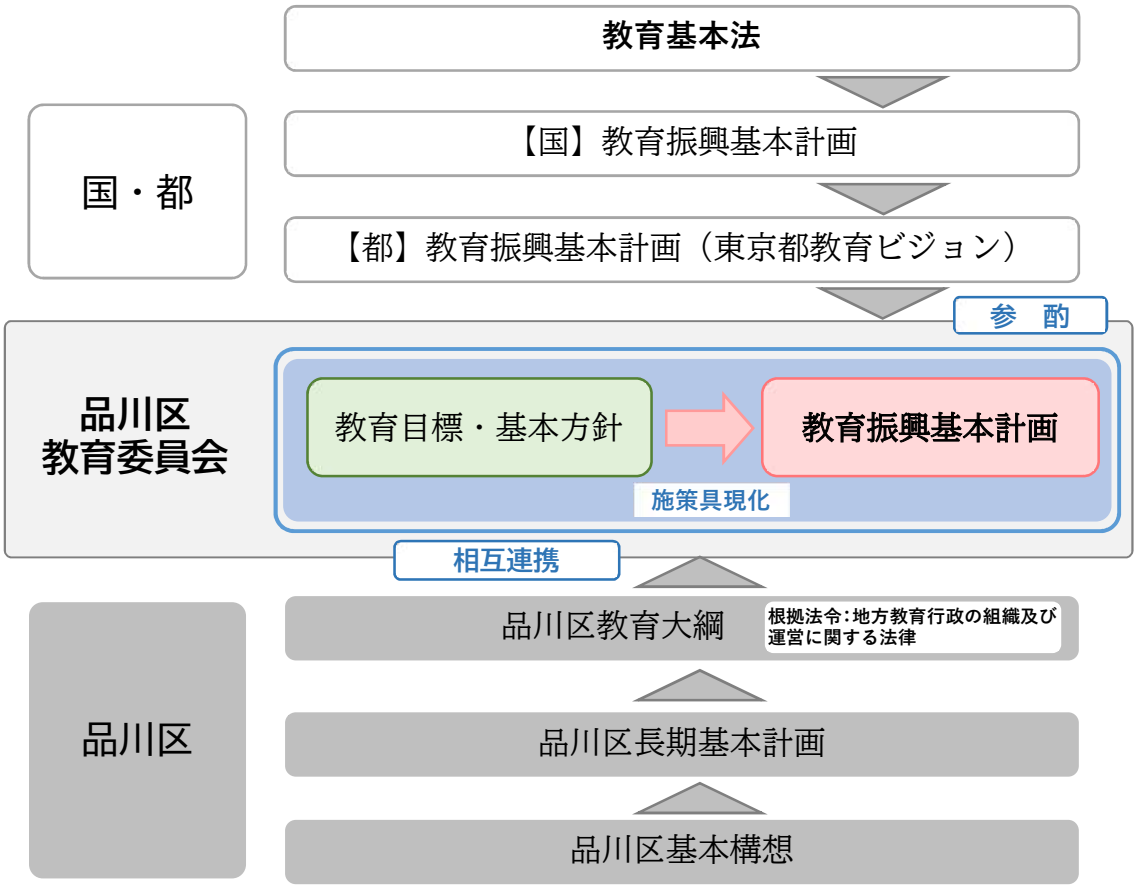

音声コード

音声コード

４　区の教育大綱、教育目標・基本方針の概要

（１）品川区教育大綱

「品川区教育大綱」は、同法に基づき、地方公共団体の長が、地域の実情に応じ、教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。

区は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が2015（平成27）年４月に施行されたことを受け、201●（平成2●）年●月に総合教育会議を設置し、2016（平成28）年４月に「品川区教育大綱」を策定しました。その後、2020（令和２）年４月に区の最上位の行政計画である「品川区長期基本計画」が策定（改訂）されたことを受け、同計画と整合を図るとともに、近年の社会経済状況等の変化を踏まえた内容とするため、2021（令和３）年２月に改訂しました。

教育大綱（区の教育の目標や施策の根本的な方針）　2021（令和３）年２月改訂

基本理念「共に はぐくみ つなぐ 教育都市しながわ」

方針１　就学前教育の充実
方針２　学校教育の充実
方針３　青少年教育の充実
方針４　生涯学習・スポーツの充実
方針５　文化・芸術の振興

（２）品川区教育委員会の教育目標および基本方針

区教育委員会は、201●（平成2●）年●月に、品川区立学校の目指すべき姿の指針を示す「品川区教育委員会教育目標および基本方針」を定めました。これは「品川区教育大綱」の基本理念との調和を図り、「品川区長期基本計画」に定める区の目指す姿を学校教育の場でどのように実現するかという具体的目標としての役割も有しています。

その後、2020（令和２）年４月の「品川区長期基本計画」の策定（改訂）、国の「第４期教育振興基本計画」の考え方や区の児童・生徒を取り巻く状況の変化等を踏まえ、2024（令和６）年４月に改訂しました。

教育目標（品川区立学校の目指すべき姿の指針）　令和５年 11 月 14 日教育委員会決定

＜目的＞　品川区教育委員会は、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け、子どもたちが持続可能な社会の担い手として、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに成長し、希望に満ちた未来を自ら切り拓いていけるよう、以下の教育目標を定める。

＜目標＞
- ○　豊かな心を育み、人権を尊重するための教育の推進
- ○　確かな学力の育成
- ○　グローバル社会における人材の育成
- ○　学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上
- ○　生涯学び、活躍できる環境の整備

音声コード　音声コード

基本方針（品川区長期基本計画および教育目標を踏まえた、教育施策の実施方針）

令和６年４月１日から適用

１　豊かな心を育み、人権を尊重するための教育の推進

日本国憲法および教育基本法の精神とともに、人権尊重都市品川宣言の考え方を基本に、教育活動全体を通じてあらゆる偏見や差別をなくし、子どもたち一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重されるよう、人権教育を推進する。

（１）人権尊重の理念を広く定着させ、同和問題をはじめ、子ども、女性、高齢者、障害のある人、外国人、性自認などの人権に関するあらゆる偏見や差別をなくし、人権課題の正しい理解と認識を深められるよう学習機会の充実に努め、差別意識の解消を図る。

（２）子どもたちが、他国の文化や人種・民族および宗教の違いを正しく理解・尊重し、国際協力、人道問題・平和問題などに信念をもって対応できる能力を身に付けられるよう、工夫した教育活動を展開する。

（３）いじめ根絶宣言の考え方を基本に、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図るとともに、非行や不登校など様々な問題に迅速・的確に対応する。また、学級等における良好な人間関係を形成するため、教職員と児童・生徒との信頼関係に基づく一人ひとりの人権感覚の向上に努める。

（４）体罰根絶宣言の考え方を基本に、子どもに対する体罰が、いかなる理由があろうと決して許されない人権侵害行為であるという認識の下、子どもの尊厳を重んじ、人間尊重の精神に基づいた教育を推進する。

（５）全ての教育活動を通じて、子どもたちが豊かな人間性を育むことができるよう、自ら考え、学び、自他の命の大切さを尊重し、「生きる力」とともに「生き抜く力」を養うことのできる教育環境の整備に努める。

２　確かな学力の育成

子どもたちが、自主・自律の志をもち、自信に満ちた人生を創造できるよう、一貫教育を推進し、基礎的・基本的な知識・技能の習得および思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等を育むとともに、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実を図る。また、義務教育と就学前教育との接続を滑らかにし、成長・発達に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。

（１）各学校は、義務教育９年間を見通した教育目標を定め、９年間で目指すべき児童・生徒像の達成に向け、一貫教育を推進する。

（２）多様で変化の激しい社会に対応できるよう、学習内容・指導方法等を工夫・改善し、子どもたちの基礎的・基本的な知識および技能の定着、向上を図るとともに、問題解決的な学びを重視し、次代を担う人材が身に付けるべき資質と能力の伸長を図る教育を推進する。

（３）市民科の実施により、子どもたちが自らの在り方や生き方を探求するとともに、学んだ知識や技術を社会の一員として活かすことのできる資質と能力および意欲を育てる教育活動の充実を図る。

（４）Ｓｏｃｉｅｔｙ5.0 時代に生きる子どもたちの未来を見据え、タブレットなどのＩＣＴ環境を活用し、将来の情報社会に対応した情報活用能力を育成するとともに、情報モラルの醸成とネット犯罪・ネット依存症等の予防の意識定着を図る。

（５）教育的配慮の必要な子どもたちが、その能力・特性等を最大限に伸ばし成長・発達していけるよう、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援体制を構築するなど、９年間を見通した特別支援教育を推進する。

（６）保育園、幼稚園、小学校・義務教育学校（前期課程）の連携・交流を行い就学前の教育と義務教育との滑らかな接続を図るとともに、家庭との連携による成長・発達段階に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。

音声コード

音声コード

３　グローバル社会における人材の育成

子どもたちの体力や運動能力の向上を図るため、学校における体育、スポーツ活動の充実とともに、運動習慣の定着に向けた取り組みを強化する。また、国際社会に対応した人材を育成するため、日本の伝統・文化理解を基盤とする国際理解教育を一層推進するとともに、区立学校における英語教育をさらに充実させ、子どもたちのコミュニケーション能力等の向上を目指す。

（１）子どもたちが、心身ともに健康で、明るく活力ある生活を送るため、学校の教育活動全体を通して、体育の授業や運動会等の充実など、安全で効果的な運動・スポーツ活動を推進し、日常的な運動習慣の形成に努める。

（２）子どもたちが自分の体力や運動能力を客観的に把握し、体を動かす喜びや楽しさを体得できるよう、外部人材も活用して体力の向上と健康の増進に努める。

（３）実践的なコミュニケーション能力を培い、グローバル化に対応できる人材を育成するため、小学校・義務教育学校（前期課程）からの英語教育を充実・発展させるとともに、楽しみながら確実に語学力が身に付く９年間の英語教育を推進する。

（４）品川区の文化、歴史などの学習や、地域学習、語学研修派遣などを通して、平和を愛し、自国、諸外国の文化を尊重する態度を育成する国際理解教育を推進する。

４　学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

子どもたちは、家庭や地域の中で成長することを踏まえ、学校・家庭・地域が、教育の担い手として役割と責任を果たし、子どもたちの発達段階に合わせて相互補完しながら、それぞれの立場で連携を強化し支援する。

（１）教育基本法の趣旨に基づき、第一義的責任を有する保護者が、生活のための必要な習慣を子どもたちに身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることができるよう家庭教育を支援する。

（２）品川コミュニティ・スクールとして、保護者、地域住民の参画を得て、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを推進し、特色のある教育活動を展開することのできる学校運営の体制と組織を構築する。

（３）「まもるっち」「83 運動」「子ども 110 番の家」「いじめ根絶協議会」などの様々な取り組みにおいて、学校・家庭・地域が相互に連携・協力して責任と役割を担い、犯罪・災害時等から子どもたちの安全を確保する活動を区内全域に展開する。

（４）ＩＣＴ化の進展に対応し、有害環境から子どもたちを守るため、保護者をはじめとする関係者への啓発活動を通して、学校・家庭・地域における情報モラル教育を推進する。

５　生涯学び、活躍できる環境の整備

子どもたちはもとより、区民が、自己実現を図ることのできる機会を提供するため、伝統・文化の理解、継承、発展とともに、文化財の保護・活用を推進する。また、生涯を通じて読書に親しめるよう図書館環境の充実を図る。

（１）子どもたちや区民に伝統と文化を尊重する精神を育むとともに、新しい文化の創造に資するために、伝統・文化遺産の継承と文化財の保護・活用に努める。

（２）図書館資料の充実、施設環境の整備、また、新たな情報媒体である電子書籍等への対応などにより、地域の情報拠点としての図書館づくりを推進する。

（３）「品川区子ども読書活動推進計画」に基づき、「本等を活用して、自ら主体的に思考し、行動する人に育つ」ことを目指し、家庭・地域・学校・図書館における連携を通して、乳幼児期から大学生世代までの読書と情報環境を活かした学びを支援する。

（４）学校図書館の機能充実と利用促進を図るため、区立図書館は環境整備に努め、各学校の主体的な学校図書館の運営を支援する。

音声コード

音声コード

5　計画の期間

本計画の期間は、2025（令和７）年度から 2029（令和 11）年度までの５年間です。

なお、法律や制度の改正等により、教育行政を取り巻く状況に大きな変化があり、計画内容を変更する必要が発生した場合は、計画の見直しを検討します。

▼関連する主な計画の期間（年度）

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>2023
年度
令和
5 年度</td><td>2024
年度
令和
6 年度</td><td>2025
年度
令和
7 年度</td><td>2026
年度
令和
8 年度</td><td>2027
年度
令和
9 年度</td><td>2028
年度
令和
10 年度</td><td>2029
年度
令和
11 年度</td></tr>
<tr><td>品川区教育振興基本計画</td><td>5 年毎に策定</td><td></td><td></td><td colspan="5">2025（令和 7）年度～
2029（令和 11）年度</td></tr>
<tr><td>品川区基本構想</td><td>＊＊毎に策定</td><td colspan="7">2008（平成 20）年度～</td></tr>
<tr><td>品川区長期基本計画</td><td>10 年毎に策定</td><td colspan="7">2020（令和 2）年度～2029（令和 11）年度</td></tr>
<tr><td>品川区教育大綱</td><td>適宜、改訂</td><td colspan="7">2020（令和 2）年度～</td></tr>
<tr><td>品川区教育委員会
教育目標・教育方針</td><td>適宜、改訂</td><td colspan="7">2023（令和 2）年度～</td></tr>
<tr><td>子ども読書活動推進計画</td><td>5 年毎に策定</td><td></td><td></td><td colspan="5">2025（令和 7）年度～
2029（令和 11）年度</td></tr>
</table>

音声コード

音声コード

6　計画策定の体制

本計画策定にあたっては品川区教育振興基本計画策定委員会を設置し、区の学校教育に関するこれまでの取組、成果、課題等とともに、子どもたちの意見を聞くワークショップ、区民から広く意見を聞く区民意見公募手続（パブリックコメント）をとおして多くの意見を参考にしながら、計画内容を協議しました。

◇品川区教育委員会

品川区教育振興基本計画策定委員会の提案に基づき、総合教育会議の意見を踏まえて、本計画を決定しました。

◇品川区教育振興基本計画策定委員会

学識経験者、地域代表、ＰＴＡ代表、幼稚園・保育園・小中学校・義務教育学校関係者等で構成する委員会を設置し、品川区教育委員会の依頼に基づき、多角的な視点から計画全般にわたる検討と計画案の取りまとめを行いました。

◇子どもの意見聴取（ワークショップ）

（実施後に掲載）

◇区民意見公募手続（パブリックコメント）

（実施後に掲載）

▼計画策定体制

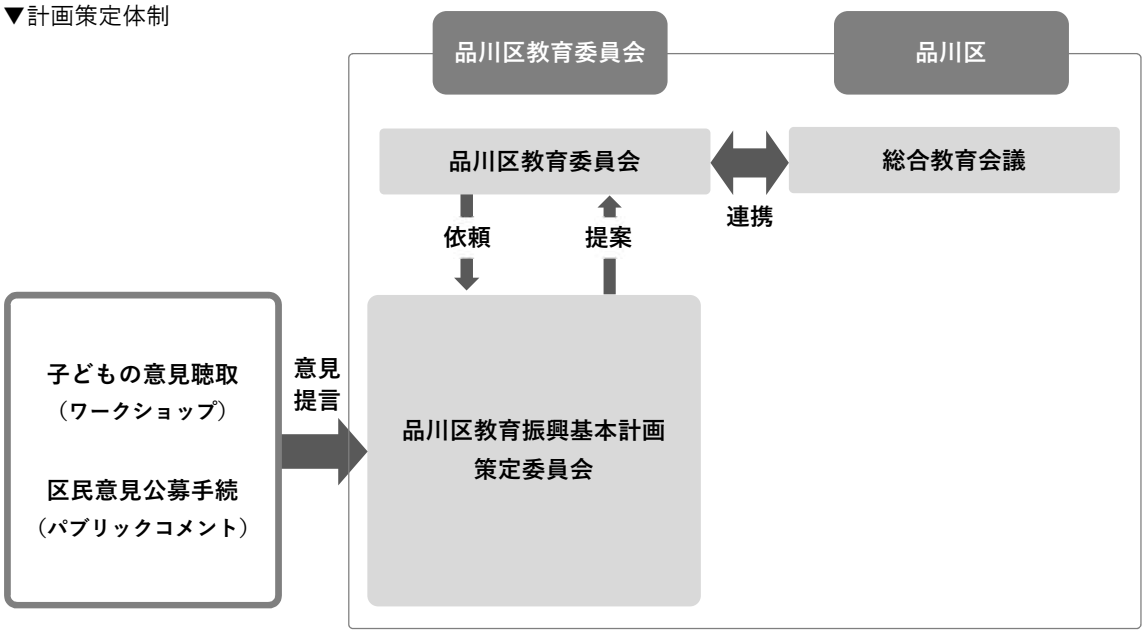

音声コード

音声コード

（白紙ページ）

音声コード

音声コード

第２章　教育を取り巻く動向の変化

音声コード

音声コード

1　国の動向

◇子ども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、子ども基本法が 2022（令和 4）年 6 月に成立し、2023（令和 5）年 4 月に施行されました。

国・地方公共団体は、この法律に基づき、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することが求められています。

◇学習指導要領

学習指導要領は、2017（平成 29）年３月に幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領が改訂され、2018（平成 30）年３月に高等学校学習指導要領が改訂され、2022（令和４）年にかけて段階的に実施されました。この改訂は、ＡＩ（人工知能）の進化・普及を念頭におきつつ、「生きる力」をより具体化し、子どもの確かな学びの実現を目指しています。

◇学級編制の標準

小学校等の学級編制の標準は、1980（昭和55）年以来、１学級の児童・生徒数40人（小学校１年生は35人）とされてきました。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正（2021（令和３）年４月１日施行）により、この標準を約40年ぶりに引き下げることになりました。

小学校（義務教育学校の前期課程を含む）の学級編制の標準は、2021（令和３）年度から５年間かけて段階的に35人に引き下げ、2023（令和５）年度は１年生から４年生までに適用されました。2025（令和７）年度に小学校等の全ての学年で35人学級となります。

◇第４期教育振興基本計画

2006（平成 18）年に教育基本法が約 60 年ぶりに改正され、国に教育政策全体の方向性や目標、施策等を定める「教育振興基本計画」の策定が義務づけられました（同法第 17 条）。同法に基づき、政府は 2008（平成 20）年度に「第１期教育振興基本計画」を策定以降、５年毎に計画を改定し、2023（令和５）年６月に「第４期教育振興基本計画」（計画期間：2023（令和５）～2027（令和９）年度）を策定しました。

この計画では、将来の予測が困難なＶＵＣＡの時代（ブーカとは、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性を表す英語の頭文字をとった造語）、少子化、人口減少、高齢化等、社会の現状や変化を背景に、今後の教育政策の方向性を示す羅針盤として、２つのコンセプト（総括的な基本方針）を示しました。

音声コード

音声コード

１つ目のコンセプトである「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」では、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワーク等を備えた人材の育成を目指しています。

２つ目のコンセプトである「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」では、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上することを目指しています。

この２つのコンセプト（総括的な基本方針）のもと、５つの基本的な方針と 16 の目標を掲げました。

▼第４期教育振興基本計画（要旨）

総括的な基本方針・コンセプト	
1	2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
2	日本社会に根差したウェルビーイングの向上
５つの基本的な方針	
1	グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学びを続ける人材の育成
2	誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
3	地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
4	教育デジタルトランスフォーメーション（DX)の推進
5	計画の実効性確保のための基盤整備・対話
今後５年間の教育政策の目標	
1	確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成
2	豊かな心の育成
3	健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
4	グローバル社会における人材育成
5	イノベーションを担う人材育成
6	主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
7	多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂
8	生涯学び、活躍できる環境整備
9	学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
10	地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
11	教育 DX の推進・デジタル人材の育成
12	指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化
13	経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
14	NPO・企業・地域団体等との連携・協働
15	安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
16	各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

音声コード

音声コード

2　東京都の動向

◇東京都教育施策大綱

東京都は、2015（平成27）年４月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、同年11月に「東京都教育施策大綱」を策定しました。その後、2017（平成29）年１月、2021（令和３年）７月に策定し、東京都の教育の基本的な方向性を示してきました。

◇東京都教育ビジョン

東京都教育委員会は、教育基本法第17条第２項の規定に基づき、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針とその達成に向けた施策展開の方向性を示す教育振興基本計画として、「東京都教育ビジョン」を策定しています。

このビジョンは、「東京都教育施策大綱」と基本的な方針を共有し、より実行力のある施策を展開していくものであり、都内公立学校の教職員をはじめとする全ての教育関係者の「羅針盤」となるものです。2024（令和６）年３月に策定した「東京都教育ビジョン（第５次）」（計画期間：2024（令和６）～2028（令和10）年度）は、３本の「柱」、12の「基本的な方針」、30の「今後５か年の施策展開の方向性」に基づく施策を明らかにしています。

▼東京都教育ビジョン（第５次）（３本の「柱」、12 の「基本的な方針」）

柱１自ら未来を切り拓く力の育成	
1	全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
2	Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育
3	グローバルに活躍する人材を育成する教育
4	主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育
5	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
6	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
柱２誰一人取り残さないきめ細やかな教育の充実	
7	教育のインクルージョンの推進
8	子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実
9	家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動の推進
柱３子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化	
10	これからの教育を担う優れた教員の確保・育成
11	学校における働き方改革等の推進
12	質の高い教育を支える環境の整備

音声コード

音声コード

3　品川区の状況

◇事業の概況

（就学前教育）

就学前教育は、「保幼小ジョイント期カリキュラム」（※1）に基づき、保幼小における指導内容・方法の関連性・系統性を意識した質の高い保育・教育活動を進めています。

（学校教育）

学校教育は、2016（平成 28）年４月から、従来の施設一体型小中一貫校から改める形で、新たな学校種別である義務教育学校（※2）６校を設置し、小学校、中学校、義務教育学校の三校種体制を構築し、市民科学習（※3）の実施、小中９年間の一貫したカリキュラム等をとおして、次代を生き抜く児童・生徒の確かな学力と豊かな人間性の育成を目指して取り組んでいます。2020（令和２）年度からは、就学人口の増加に対応する新しい学事制度（小学校等の通学区域の見直し、小学校等の学校選択制度（※4）の見直し）を運用しています。また、急速に進展する情報社会に対応するため、全ての学校でＩＣＴ環境の整備を進めるとともに、安全で安心な教育環境の確保のため、計画的な改築や改修工事を行っています。

地域とともにある学校づくりと自主性・自律性が高く、持続可能な学校の教育体制の構築に向けて、2016（平成 28）年度から「品川コミュニティ・スクール」（※5）を順次拡大し、2018（平成 30）年度から全校で取り組んでいます。

（家庭教育支援）

家庭教育支援については、ＰＴＡ活動支援や青少年健全育成等を目的として、「家庭教育学級」、「子ども地域活動促進事業」および「地域健全育成運営協議会」をＰＴＡに委託しています。さらに、子どもの遊び場として「校庭開放」や心身の健全な育成を図る「少年少女スポーツ普及事業」を委託して実施しています。

---

[1] 保幼小ジョイント期カリキュラム：「保育園・幼稚園５歳児の 10 月から１年生の１学期」をジョイント期とし、幼児期の教育と学校教育を滑らかに接続するために「ジョイント期」において育てたい力を「生活する力」「かかわる力」「学ぶ力」の３観点・10 項目からまとめている。

[2] 義務教育学校：学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、2015（平成 27）年の学校教育法の一部改正に伴い、新たな学校の種類として規定された、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校（前期６年の前期課程、後期３年の後期課程に区分）。

[3] 市民科学習：特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間を統合・再構築した品川区の独自教科。義務教育９年間を通した系統的な指導で、市民（社会の形成者）としての資質と能力を育てている。

[4] 学校選択制：品川区立学校では、通学区域の児童・生徒を受け入れた後に、受入可能児童・生徒数に余裕がある場合に、通学区域外の児童・生徒を受け入れている。小学校・義務教育学校（前期課程）は通学区域が隣接する学校から、中学校・義務教育学校（後期課程）は区内全域の学校から選択し希望申請することが可能である。

[5] 品川コミュニティ・スクール：学校と地域が連携・協働して、子どもたちを育てていくしくみ。学校と地域住民が一体となって、継続性を保ちながら教育活動の改善や児童・生徒の健全育成に取り組んでいる。

このほか、区教育委員会が年２回の家庭教育講演会の開催、保護者向けの家庭教育ブックの作成・配布などを行っており、ＰＴＡと連携しながら家庭教育力の向上に取り組んでいます。

（文化財）

文化財の保護・活用については、2023（令和５）年３月に東海道品川宿石積護岸を新規指定し、区指定文化財は 143 件（2024（令和６）年４月現在）と、都内自治体のなかでも有数の文化財を抱えています。それらの文化財に親しむ機会として、「文化財めぐり」などの参加型事業を行っています。

また、近年の建替・開発需要の高まりに伴い、御殿山遺跡や居木橋遺跡を中心に、埋蔵文化財発掘調査等を年間数件実施しており、区内の包蔵地（周知の遺跡）は 32 か所（2024（令和６）年４月現在）を数えます。

（図書館）

品川区立図書館では、区民の教養・調査研究・レクリエーション等に資する必要な資料（図書・雑誌・視聴覚資料等）を収集・整理・保存して、貸出・閲覧等の利用に供しているほか、利用者のニーズに応じて、おはなし会・講演会・映画会等のイベントの実施、図書館利用に障害のある方へのサービス、グループ・団体への貸出、ボランティア活動をする方への研修、認知症カフェの開催等、幅広いサービスを展開しています。さらに近隣の大学と資料の相互利用を行うことや学生と合同会議を開催するなどの連携を進めています。

また、品川図書館に学校図書館サポート担当を置き、各学校図書館と公共図書館をシステム・ネットワーク化し、公共図書館所蔵の資料を学校図書館へ貸出・配送を行うほか、各学校へ委託により学校図書館運営支援要員を配置して、学校図書館の充実を図っています。

2005（平成 17）年には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき「品川区子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校・図書館のそれぞれで読書活動を推進するための施策を提示しました。改定を重ね、現在は、ティーンズに向けての取り組み、読書活動に特別なサポートを必要とする子どもたちへの施策に重点を置き、あらゆる子どもが、本等を活用して、自ら主体的に思考し、行動する人に育つことを目指しています。

2021（令和３）年６月からは、スマートフォンや自宅のパソコンで貸出・利用できる電子図書館とクラシックを中心とする音楽データベースを導入しました。2023（令和５）年からは、品川区の歴史を知る上で貴重な地域資料をデジタル化し、「しながわデジタルアーカイブ」としてインターネットで公開を始めました。

▼近年の品川区の学校教育に関する主な取組

年度	主な取組
2016（平成28）	● 新たな学校種別である義務教育学校を設置し三校種体制を構築。 ● 品川区学事制度審議会を設置し、将来的な就学人口増加に備える学事制度のあり方を検討（2017（平成 29）年度の答申により、2020（令和２）年度から新しい学事制度の運用開始）。
2017（平成29）	● オリンピック・パラリンピック学習教材「よういい、ドン！しながわ」を区独自に作成・配布。
2018（平成30）	● 2018（平成 30）年度より進めてきた品川コミュニティ・スクールを区立学校全 46 校に拡大。 ● 義務教育９年間を通してより充実した学びを得られるよう各教科の系統性を明確に示した「品川区立学校教育要領」を作成。
2019（令和元）	● 2020（令和２）年度からの教科化を見据え区独自カリキュラムによる英語指導を１年生から開始。
2020（令和２）	● 新しい学事制度の運用開始（小学校等の通学区域の見直し、小学校等の学校選択制度の見直し）
2021（令和３）	● これまでの英語・市民科・オリンピック・パラリンピック教育の成果の発表として、「SHINAGAWA GLOBAL DAY」を開催。
2022（令和４）	● ８年生で実施していた品川オンラインレッスンを９年生に拡大 ● ｉＰａｄにおける１年半の活用の成果を広く伝えるとともに、今後のＩＣＴの有効的な活用と児童・生徒の育成について皆で考える機会とする「SHINAGAWA ICT SYMPOSIUM」を開催。 ● 区立学校に通う児童・生徒を対象とした給食の無償化を開始。
2023（令和５）	● 品川区学事制度審議会を設置し、国の小学校 35 人学級の制度化や将来的な就学人口増加に備え、安定的に児童・生徒を受け入れる態勢を確保するための方策を検討（同年度答申）。 ● 小中一貫教育全国シェアミーティング in 品川を開催。
2024（令和６） （予定含む）	● 2023（令和５）年度からの地域部活動に加え、中学校および義務教育学校で部活動業務委託を開始。 ● 教育支援センター「マイスクール西大井」開設。 ● 小学校（宮前小）における自閉症・情緒障害特別支援学級の設置開始。 ● ８・９年生で実施していた品川オンラインレッスンを７年生まで拡大。 ● 区立学校に通う児童・生徒を対象とした学用品の無償化を開始。

<u>その他の要素</u>
マイスクールの充実・特別支援教育の拡充・ギガスクール構想への対応　等

音声コード

音声コード

▼区立幼稚園、小学校・中学校・義務教育学校（単位：園、施設）

区分	施設数	幼稚園名、学校名		
区立幼稚園 （うち、幼保一体施設）	9 園 （6 施設）	城南幼稚園 平塚幼稚園 浜川幼稚園	御殿山幼稚園 伊藤幼稚園 第一日野幼稚園	台場幼稚園 二葉幼稚園 八潮わかば幼稚園
区立小学校	31 校	城南小学校 浅間台小学校 三木小学校 御殿山小学校 城南第二小学校 第一日野小学校 芳水小学校 第三日野小学校 第四日野小学校 大井第一小学校 鮫浜小学校	山中小学校 立会小学校 浜川小学校 伊藤小学校 鈴ケ森小学校 台場小学校 京陽小学校 延山小学校 中延小学校 小山小学校 大原小学校	宮前小学校 源氏前小学校 第二延山小学校 後地小学校 戸越小学校 旗台小学校 上神明小学校 清水台小学校 小山台小学校
区立中学校	9 校	東海中学校 大崎中学校 浜川中学校	鈴ケ森中学校 冨士見台中学校 荏原第一中学校	荏原第五中学校 荏原第六中学校 戸越台中学校
義務教育学校	6 校	日野学園 伊藤学園	八潮学園 荏原平塚学園	品川学園 豊葉の杜学園

資料：区ホームページ（2024（令和６）年４月１日現在）

▼マイスクール

区分	施設数	名称			
マイスクール	4 か所	五反田	浜川	八潮	西大井

▼特別支援教育実施状況

区分	施設数	名称		
特別支援教室	46 校	※すべての区立学校		
特別支援学級（知的障害）	12 校	第一日野小学校 浜川小学校 中延小学校 浅間台小学校	上神明小学校 日野学園 伊藤学園 八潮学園	荏原平塚学園 品川学園 豊葉の杜学園 荏原第五中学校
特別支援学級（病弱）	1 校	清水台小学校		
特別支援学級（言語障害）	2 校	戸越小学校	台場小学校	
特別支援学級（難聴）	2 校	豊葉の杜学園	台場小学校	
特別支援学級 （自閉症・情緒障害）	3 校	大崎中学校	浜川中学校	宮前小学校

音声コード

音声コード

第３章　品川区が目指すこれからの教育の姿

音声コード

音声コード

1　目指すべきビジョン

本計画の目指すべきビジョンは次の通りです。

個人・社会のウェルビーイングを実現するための

子どもの資質・能力の育成

（文章）

- ビジョンに込めた想いや区民へのメッセージ等を文章で記載。

キーワード・キーセンテンス

◆ウェルビーイングを実現するための 児童・生徒像 に関するキーセンテンス

- 調和と協調に基づく区独自のウェルビーイングの実現の担い手
- レジリエンス（困難を乗り越える力）をもつ児童・生徒
- 身に着けた知識と技能を活用し、前向きな態度と価値観をもって、社会における複雑な課題を解決することのできる児童・生徒
- 自ら目標を設定し、振り返り、責任をもって行動することのできる児童・生徒

◆ウェルビーイングの実現に必要な 資質・能力 に関するキーワード

【知識・技能の獲得に関するもの】

- 教科知識、教科横断的な知識、実用的な知識
- レジリエンス、問いを立ててデザインする力、創造的思考力、論理的思考力、表現力、自己管理能力

【態度・価値観の獲得に関するもの】

- 自己肯定感、自己効力感、好奇心、適応性、共感性、協調性、主体性、リーダーシップ
- 平等・公平、正義、責任感

音声コード

音声コード

2　施策体系

＜目指すべきビジョン＞

個人・社会のウェルビーイングを実現するための子どもの資質・能力の育成

基本的な方針	施策推進における12の方向性
基本的な方針１ **１人ひとりの資質･能力を育成する教育**	1　幅広い知識・専門的能力の育成
	2　確かな学力の育成
	3　豊かな心・健やかな身体の育成
	4　主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
	5　グローバル・イノベーションを担う人材育成、職業実践力の育成
	6　学校・家庭・地域の連携・協働による教育
基本的な方針２ **誰１人取り残さない きめ細やかな教育**	7　ダイバーシティ＆インクルージョンに根差した教育
	8　社会・経済状況によらない教育の実現
	9　充実した生涯学習・社会教育の機会の確保
基本的な方針３ **学びを支える教育体制の確保**	10　教職員のサポート・指導体制の確保
	11　教育DXに向けたICT環境の整備
	12　安心・安全な教育環境の整備

円滑な施策推進のための基盤整備

地域とともにある学校づくり	**３校種体制における学校教育の推進**	**９年間の一貫したカリキュラム**

音声コード

音声コード

３　ビジョンを実現するための基本的な方針

方針１　１人ひとりの資質・能力を育成する教育

（今後、説明文章を挿入）

音声コード

音声コード

方針２　誰１人取り残さないきめ細やかな教育

（今後、説明文章を挿入）

方針３　学びを支える教育体制の確保

（今後、説明文章を挿入）

音声コード

音声コード

4　施策推進における 12 の方向性

方針１　１人ひとりの資質・能力を育成する教育

施策１　幅広い知識・専門的能力の育成

目指すべき姿

キーワード・キーセンテンス
◆教科知識の取得
◆教科横断的な知識の取得
◆従来の受け身の学習ではなく、「主体的、対話的で深い学び」を通じた教育

施策２　確かな学力の育成

目指すべき姿

キーワード・キーセンテンス
◆得た知識をどのように活用するかの学び
◆得た知識を活用するプロセスの学び
◆体験等を通じて設定した課題を、収集した情報から整理し、時には多様な人々との協働を通じて解決する「探究的な学習」

施策３　豊かな心・健やかな身体の育成

目指すべき姿

キーワード・キーセンテンス
◆心身の健康
◆他者への思いやり、自己肯定感といった主観的なウェルビーイング
◆非認知的能力の育成
◆直面した困難に対し、たくましく、しなやかに立ち向かい、乗り越える能力「レジリエンス」の育成
◆運動に親しむ資質・能力および生活習慣の確立をとおした健康増進と体力向上

施策４　主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

目指すべき姿

キーワード・キーセンテンス
◆社会と向き合う態度・価値観の育成
◆能動的で責任を持った行動・選択
◆他者視点の獲得
◆子どもの意見表明

施策５　グローバル・イノベーションを担う人材育成、職業実践力の育成

目指すべき姿

キーワード・キーセンテンス
◆異文化・多様性理解・国際貢献の精神
◆好奇心・創造性・開かれた考え方
◆Society5.0（超スマート社会）を生き抜く学び
◆多様な情報を読み、解釈し、意味づけしコミュニケーションを取る能力「リテラシー」の獲得
◆生活に必要な様々な情報を活用し、解釈し、計算する能力「ニューメラシー」の獲得

施策６　学校・家庭・地域の連携・協働による教育

目指すべき姿

キーワード・キーセンテンス
◆地域全体で子どもたちを育む学校づくり
◆地域社会との関わりを通じて子どもたちが安心して活動できる居場所づくり
◆家庭教育支援

音声コード

音声コード

方針２　誰１人取り残さないきめ細やかな教育

施策７　ダイバーシティ＆インクルージョンに根差した教育

目指すべき姿

キーワード・キーセンテンス
◆多様性を認め合い、互いに高めあう協働的な学びの実現
◆学びを止めない多様な学習の在り方の確保

施策８　社会・経済状況によらない教育の実現

目指すべき姿

キーワード・キーセンテンス
◆すべての子どもたちが質の高い教育を受けられるための教育費負担の軽減

施策９　充実した生涯学習・社会教育の機会の確保

目指すべき姿

キーワード・キーセンテンス
◆読書を通じた豊かな人生
◆様々な場面における個人・社会の課題解決のための学習機会確保
◆文化財の保存・活用

音声コード

音声コード

方針３　学びを支える教育体制の確保

施策 10　教職員のサポート・指導体制の確保

目指すべき姿

キーワード・キーセンテンス
◆学びを担う教員の確保・養成
◆教員１人ひとりのキャリアに応じた資質・能力の向上
◆教員が心身ともに健康でやりがいを持って職務に取り組むことのできる環境整備

施策 11　教育ＤＸに向けたＩＣＴ環境の整備

目指すべき姿

キーワード・キーセンテンス
◆教育における ICT 活用の日常化
◆教員の経験値とテクノロジーをミックスし、子どもたちの能力を最大限に引き出すことのできる環境構築

施策 12　安心・安全な教育環境の整備

目指すべき姿

キーワード・キーセンテンス
◆学校施設整備による安心・安全確保
◆見守り体制強化による安心・安全確保

見開きページ予定

5　本計画とＳＤＧｓ

本計画で定める施策推進における12の方向性はＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成に資するものです。12の方向性がめざす主なＳＤＧｓ17の目標（ゴール）は次の通りです。

基本的な方針	施策推進における12の方向性		ＳＤＧｓ17の目標（ゴール）
方針１ １人ひとりの資質･能力を育成する教育	1	幅広い知識・専門的能力の育成	
	2	確かな学力の育成	
	3	豊かな心・健やかな身体の育成	
	4	主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	
	5	グローバル・イノベーションを担う人材育成、職業実践力の育成	
	6	学校・家庭・地域の連携・協働による教育	
方針２ 誰１人取り残さない きめ細やかな教育	7	ダイバーシティ＆インクルージョンに根差した教育	
	8	社会・経済状況によらない教育の実現	
	9	充実した生涯学習・社会教育の機会の確保	

音声コード

音声コード

基本的な方針	施策推進における12の方向性		ＳＤＧｓ17の目標（ゴール）
方針３ 学びを支える教育体制の確保	10	教職員のサポート・指導体制の確保	
	11	教育DXに向けたICT環境の整備	
	12	安心・安全な教育環境の整備	

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）とは

ＳＤＧｓは「Sustainable Development Goals」 の略であり、2015（平成27）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す、2030（令和12）年を年限とする開発目標であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

ＳＤＧｓは持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）から構成され、「誰一人として取り残さない」社会の社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取り組みが示されています。

ＳＤＧｓ17 の目標（ゴール）

1　貧困をなくそう
2　飢餓をゼロに
3　すべての人に健康福祉を
4　質の高い教育をみんなに
5　ジェンダー平等を実現しよう
6　安全な水とトイレを世界中に
7　エネルギーをみんなにそしてクリーンに
8　働きがいも経済成長も
9　産業と技術革新の基盤をつくろう
10　人や国の不平等をなくそう
11　住み続けられるまちづくりを
12　つくる責任つかう責任
13　気候変動に具体的な対策を
14　海の豊かさを守ろう
15　陸の豊かさも守ろう
16　平和と公正をすべての人に
17　パートナーシップで目標を達成しよう

音声コード

音声コード

6　円滑な施策推進のための基盤整備

音声コード

音声コード

第４章　計画の推進

音声コード

音声コード

1　進行管理

本計画の施策の実施にあたっては、毎年度、主要な施策や事務事業の取組状況について、学校の状況、子ども・保護者の意見、地域の意見、教育データ・指標等を把握しながら点検・評価を行い、目指すべきビジョンを実現するための課題や取組の改善点を明らかにして、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。

▼ＰＤＣＡサイクルによる進行管理のイメージ

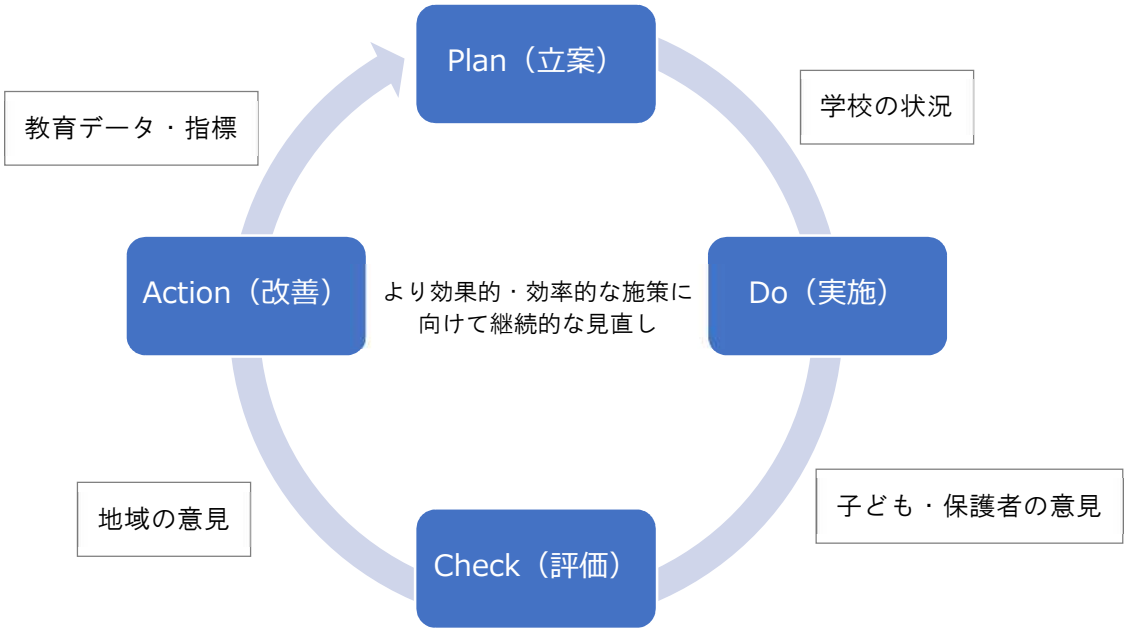

◇事務事業の評価・公表

区教育委員会の事務事業については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、毎年度、外部有識者を交えて評価を行います。評価結果は「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書」として、区ホームページで公表します。

◇児童・生徒アンケート、保護者アンケートの実施

区における教育施策の成果を検証するため、毎年度、保護者アンケート（区立学校に通う全児童・生徒の保護者）および児童・生徒アンケート（区立学校に通う２年生以上の全児童・生徒）を実施し、調査結果を教育施策・事業の改善に役立てます。

音声コード

音声コード

2　主な取り組み

「主な取り組み」掲載内容・掲載箇所について
◆施策体系における 12 の方向性ごとの「目指すべき姿」に近づくために
継続・拡充する取り組みや新たに推進する取り組みに絞り掲載する予定。
◆掲載箇所は本項目のほか、第３章にて各方向性とともに紹介する方法も
検討していく。

音声コード

音声コード

（白紙ページ）

音声コード

音声コード

資料

音声コード

音声コード

（1）子どもワークショップからの意見

（子どもたちの意見を分類して記載）（実施後に追加）

- ＊＊
- ＊＊
- ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

ワークショップ等の様子（写真）

ワークショップ等の様子（写真）

- ＊＊＊＊＊＊
- ＊＊
- ＊＊
- ＊＊
- ＊＊

ワークショップ等の様子（写真）

ワークショップ等の様子（写真）

音声コード

音声コード

（２）品川区教育振興基本計画策定委員会　設置要綱

（最終案に記載）

（３）品川区教育振興基本計画策定委員会　委員名簿

（最終案に記載）

（４）品川区教育振興基本計画 検討経過

（最終案に記載）

（奥付例）

品川区教育振興基本計画
発行月　2025（令和７）年３月 発　行　品川区教育委員会 編　集　品川区　教育委員会事務局　庶務課

音声コード

音声コード

品川区教育振興基本計画策定に係る子どもたちへの意見聴取について

１　実施方法

（１）時期

・9 月 3 日（火）、5 日（木）、6（金）の 3 日間

（２）時間

・放課後 16 時 00 分から 17 時 30 分まで（予定）

・1 回あたり 1 時間 30 分程度（グループワークに係る実時間は 1 時間程度）

（３）方法

・ワークショップ（ワールドカフェ方式等のグループワークを検討）

・ファシリテーター：策定支援業務委託事業者

（４）会場

・3 会場を設定

▸▸ 9 月 3 日:浅間台小学校 / 5 日:大崎中学校 / 6 日:豊葉の杜学園

・校種毎に 1 校ずつ計 3 校を選定（あえて地区割りはしない）

（５）対象・人数・募集

①対象：学年・校種・性別・支援要否を問わず区立学校に通う全ての児童・生徒

②人数：義務学前期・後期を分けた校数 52 校、概ね 1 校 1 名が参加可能な規模

▸▸ 1 回 18 名×全 3 回＝54 名

（内訳：1 回あたり 6 名×3 グループ＝18 名）

③募集：依頼にあたり、学校毎に学年・性別・支援要否等細かい指定はせず、CSDAY で活躍した児童・生徒を中心に誰でも参加できるものとして募集を行う。

④引率：必要に応じて保護者・教職員にて対応

（６）スケジュール（予定）

・6 月 14 日（金）第 2 回策定委員会にて実施概要承認・議題等意見交換

・7 月 4 日（木）各校あて実施通知発出・募集開始(7 月下旬〆)

・8 月上旬　　第 3 回策定委員会にて議題等決定

・9 月上旬　　3 回に分けてワークショップ開催

２　テーマ設定

ワークショップテーマについては以下を踏まえ、策定支援業務委託受託者の提案を受けながら策定委員会における議論を経て決定する。

◆「私」を主語に身近な未来を考えさせるテーマとする。

◆マクロな視点の柔らかいテーマとする。

※ワークショップの結論が学校への単なる要望とならないよう留意する。

３　計画への反映

（１）ワークショップを通じて集約した子どもの意見を策定委員会で共有・議論

▸▸ 子ども基本法の理念の実現

（２）結果を踏まえ区・学校・地域がどのようなことに取り組めばよいか、計画の参考資料とする。

子どもたちへの意見聴取に係るグループワークのテーマ・問いについて

テーマ

学校におけるウェルビーイング

テーマ設定の背景・ねらい

近年、社会全体のウェルビーイングの向上が様々な分野における包括的な概念となっており、国の第４期教育振興基本計画では、2040 年以降の社会を見据えた教育政策の総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げている。このような状況を受け、品川区は区民のウェルビーイングの実現を基軸とした行政運営を推進しており、区の教育目標においても国の第４期教育振興基本計画の考え方など、児童・生徒を取り巻く状況の変化をふまえた内容としている。

そのため、本ワークショップを通じて、児童・生徒が学校におけるウェルビーイングにかかわる議論を行うことで、自身や学校におけるウェルビーイングについて考え、行動するきっかけとする。

また、結果を踏まえ、区・学校・地域・家庭が、学校におけるウェルビーイングを向上する当事者として取り組むべきことを検討し、品川区教育振興基本計画策定及び区の教育行政への検討材料とする。

ウェルビーイングとは

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの
- 個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念

教育とウェルビーイング

資料：文部科学省「第４期教育振興基本計画（リーフレット）」

ワークショップの問い

　ワークショップのねらいを実現するため、児童・生徒の目線で考えやすく、意見の出しやすい問いの設定と実施手法を検討し、プログラムの設計を行う。

問いの例

- あなたが笑顔で通うことができる学校はどんな学校？（ウェルビーイングの要素全体）
- あなたがわくわくする学校での学びとは？（自己肯定感・自己実現 等）
- あなたが学校に通っていて「よかった」と思うことはどんなこと？（協働性・つながり 等）
- みんながほっとできる学校をつくるとしたら？（安全安心・心身の健康・多様性 等）